

人権のまちづくりをめざして

第2次中野市差別撤廃
・
人権擁護推進総合計画



中野市



差別のない、あたたかな思いやりの心と、
お互いが支えあう共生のまちをめざして

人権とは、社会において、幸福な生活を営むために必要な、人間としての固有の権利で誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり、保障されるべき権利です。

世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」とし、さらに日本国憲法は「基本的人権の尊重と法の下での平等」を保障しています。

しかし、世界ではいまだに終結しない紛争やテロがあり、また、日本では、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などに対する偏見や差別があり、私たちの生活を暮らしにくくしています。

このため本市では、平成 17 年に市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市をめざすこととし「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定いたしました。そして、条例の目的を達成するため、人権に係る住民意識調査を行うなど、第 1 次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を策定いたしました。

今回この計画は 10 年の期間が満了することから見直しを行い、あらゆる差別撤廃に向けて、社会的に弱い立場の方や不利な立場にある方の視点にも立って「人権擁護の確立」、「教育・啓発の推進」、「社会参画の推進」等々に関し、長期的展望の新たな計画を策定し、諸施策を推進していくものであります。

推進にあたっては、行政と市民が一体となって「人権のまちづくり」に取り組み、一人ひとりがお互いの人権を重んじ、「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生の社会の実現」をめざしていきたいと存じます。どうか、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に計画策定にあたりご協力いただきました、多くの皆さんに感謝申し上げ、ごあいさついたします。

平成 29 年 3 月

中野市長 池田 茂

第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画

目次

はじめに

1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画推進のための体制	2

第1章 計画の基本方向

第1節 基本理念	4
第2節 基本的視点	4
第3節 基本目標	6
第4節 人権のまちづくりの方向	6

第2章 人権問題をめぐる情勢

第1節 世界、国・県の動向	9
第2節 本市の人権行政の経過と課題	10
第3節 様々な人権問題の現状	
1 同和問題	11
2 女性の人権	12
3 高齢者の人権	13
4 障がいのある人の人権	14
5 子どもの人権	16
6 外国人の人権	18
7 その他の人権	19

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

第1節 人権重視の行政	23
第2節 学校及び保育所等における人権教育と啓発	25
第3節 家庭や地域社会における人権教育と啓発	27
第4節 企業における人権教育と啓発	28

第4章 人権に関する重要課題の施策推進計画

第1節	同和問題	30
第2節	女性の人権	37
第3節	高齢者の人権	44
第4節	障がいのある人の人権	48
第5節	子どもの人権	53
第6節	外国人の人権	57
第7節	その他の人権	61

(資料)

1	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例及び 中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿	64
2	中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程	67
3	中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の策定に伴う経過	70
4	中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画について（諮問）及び（答申）書	71

はじめに

1 計画の趣旨

本市では、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的に、平成17年（2005年）4月に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定しました。

この条例の目的を達成させるため、市民一人ひとりの人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにするとともに、長期的展望に立った総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくしていくための「道しるべ」として第1次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を平成18年度（2004年度）に策定し推進してきました。

しかし、計画策定から10年が経過する中、人権課題の多様化や複雑化をはじめ、少子高齢化や社会経済情勢等の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。

そこで、平成28年度（2016年度）に計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、見直しを行い、次期総合計画を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、今までの人権行政や人権教育のすべての分野で進めていた成果や課題を明らかにするとともに、あらゆる差別の撤廃に向けて、同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権にも配慮した諸施策を効果的、効率的に推進することを基本とした総合計画です。

なお、本計画は「中野市総合計画」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「長野県人権政策推進基本方針★1」との整合性を持たせ推進するものです。

★1 長野県人権政策基本方針 平成22年（2010年）2月策定、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した長野県人権教育・啓発推進指針」平成15年（2003年）に代わるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）とし、国、県等の動向を注視しながら必要に応じて見直しを行うものとしします。

4 計画推進のための体制

あらゆる差別をなくす施策に取り組むため、市内のすべての部局で各種施策を推進しており、必要な推進体制の整備・充実を図っています。

(1) 推進体制等の充実

① 推進本部

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」第2条の市の責務では、差別のない明るい中野市の実現を図るため、必要な施策を積極的に推進することとしております。また、行政のすべての分野でこの取組が必要であることから、「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を通じて、この総合計画の推進に取り組んでいくこととします。

② 審議会

あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、平成17年（2005年）に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会」を設置しました。今後、この計画を推進するにあたっては、市民の代表である審議会委員の意見、要望等を聞きながら施策を進めていきます。

(2) 関係機関等との連携体制の強化

この計画を効果的に推進するためには、国、県等関係機関や企業、関係団体及び区行政等と連携を密にして進める必要があります。

そのためには様々な機会を通じ、この計画の趣旨等を周知するとともに、公的機関や企業、団体等の協力を得ながら各種の取組を推進します。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の「長野県人権政策推進基本方針」及び「第2次中野市総合計画 基本構想・前期基本計画」との整合性を持たせ推進していきます。

第 1 章

計画の基本方向

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本的視点
- 第3節 基本目標
- 第4節 人権のまちづくりの方向

第1節 基本理念

日本国憲法は「すべての国民が、基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障し、また、世界人権宣言★2は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」としています。さらに、「人権のないところには平和は存在しない。今や人権尊重が平和の基礎である。」ということが世界中の共通認識になってきています。しかし、今なお、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別や偏見が根強く存在しており、国民一人ひとりの人権意識の高揚が求められています。

このことから、市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「**交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。**」ことを基本理念とします。

★2 世界人権宣言 昭和23年(1948年)12月 国連総会採択

世界の各国国民の人権を守り、差別の撤廃を定めた歴史上初めての世界的普遍性をもつ国際人権文書。
(第1条：すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。)

第2節 基本的視点

(1) 人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて

私たちの社会を見ると、近年、さまざまな人権問題が生じています。社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の権利が強く認識されるようになってきています。

このようなことから、新たな視点に立って日常生活のあらゆる場を通じ、人権尊重の意識の高揚を図り、「人権」を普遍的なものとして広げていく必要があります。

また、国際的な人権尊重の潮流や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「長野県人権政策推進基本方針」を踏まえ、部落差別等、あらゆる差別をなくしていくことが重要であり、「誰もが同じ社会の構成員であり、自由で平等である。」、「人の権利は最大限尊重される。」という社会意識を市民に定着させていく必要があります。

(2) 社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って

現代社会には、同和問題、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権問題があります。このような人権問題の根底には、古くからの因習や慣習、偏った固定観念や偏見、世間体や家柄を重視する考え、男女の役割分担意識等、幾重にも

重なり合って現存しています。

これらを解消するには、差別意識や過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとの認識から、社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って、様々な不合理に気づき、その解消が図れる社会をめざして取り組む必要があります。

(3) ノーマライゼーション★3とバリアフリー★4のまちづくりをめざして

高齢者や障がいのある人々にとって暮らしやすい社会をつくっていくことは、すべての市民にとっても暮らしやすい社会をつくっていくにほかなりません。高齢者や障がいのある人等が安心して地域で暮らすためにも、こうした皆さんの視点に立ったゆとりと潤いのあるまちづくりが課題です。

そのためには、市民が利用する公共施設や交通機関等は、障がいのある人もない人も区別なく、誰もが社会を構成する一員として利用できるよう、整備する必要があります。また、ハード面のみではなく、そこに暮らす社会的に弱い立場にある人々の人権をも大切にし、地域のなかで共に生活が送れるような体制づくりが必要です。

★3 ノーマライゼーション

「障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく住み慣れた家庭や地域でお互いに尊重しあいながら、普通の生活ができるようにする。」という考え方。

★4 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のこと。障がい者が社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを除去すること。

(4) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。人権の問題は、市民一人ひとりが人権意識を高め、相手の立場を尊重する意識、態度の醸成が大切です。

このため、行政はもちろんのこと、地域や民間団体等においても、この計画に沿った取組を展開し、人権教育を広く市民の皆さんに浸透させていく必要があります。

また、障がいのある人等に対する差別や偏見をなくすためにも、心のバリア（障壁）を取り除く教育や啓発への取組が必要です。

第3節 基本目標

「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念としていることから、市民一人ひとりがお互いの人権を重んじ「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちの実現」をめざすことをこの計画の基本目標とします。

第4節 人権のまちづくりの方向

(1) 人権のまちづくりの推進

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」の「第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。」を達成するためには、行政すべての分野で市民の人権意識の高揚に努め、また、市民は人権擁護に関する施策に協力するとともに、お互いの人権を尊重し、自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努めていくことが求められています。

また、真の住民自治を実現していくためには、住民意思の施策への反映や民間活動との連携・協力を図っていくことが必要であり、住民参加の「まちづくり」が望まれています。

そこで、「人権」と「まちづくり」を結び付けるものが、この計画であると位置づけ、市民と行政が一体となって、「人権のまちづくり」を進めていくことが重要といえます。

(2) 市民参加の「人権のまちづくり」への取組

本市を取り巻く情勢は、政治・経済の状況変化、少子・高齢社会、高度情報化の進展また多様な広がりを見せる個性の時代等といわれており、どれもが行政のみでは、対応できるものではありません。

これからは、行政はもちろんのこと市議会、企業、市民等、それぞれの立場で、お互いにどんな協働が出来るか話し合い、人権のまちづくりを進めていくことが求められています。

「人権のまちづくり」を進めるにあたり、同和地区★5の人をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、社会的に弱いあるいは不利な立場におかれている人たちと市民が関わりをもって、その輪を家庭や地域へと広めていく取組が必要です。

(3) 人権センター★6を拠点として

人権センターは人権のまちづくりの拠点として、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための、総合機能を持たせたセンターと位置づけ、各種施策を進めていきます。

具体的には、あらゆる分野の人権問題に対応できる地域コミュニティーセンターとし、体制の充実を図り、日常生活・慣習のなかで、人権のあり方を考え、学び、より豊かで生きがいのある生活を追及するための人権啓発活動を推進していくことがきわめて重要といえます。

★5 同和地区(被差別部落)

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域。

★6 人権センター

人権に関する教育・啓発について、調査、研究、情報収集・提供、人権に関する相談及び交流事業を実施し、もって基本的人権の擁護に資することを目的に設立された機関。

第 2 章

人権問題をめぐる情勢

- 第1節 世界、国・県の動向
- 第2節 本市の人権行政の経過と課題
- 第3節 様々な人権問題の現状

第1節 世界、国・県の動向

《世界の動向》

世界では、今日の国際的な人権尊重の潮流として、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験したその反省から、昭和23年（1948年）12月、第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択され、国連においては様々な取組がなされてきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。21世紀を、平和と人権が守られる世紀にしたいという、人々の願いが込められています。しかし、21世紀になった現在でも世界では紛争やテロがあとを絶たず、さらに環境破壊等、人類の安全をおびやかす問題も出てきており、人権の重要性は、ますます高まっています。

そして、平成7年（1995年）からの「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では「人権教育のための世界計画★7」を宣言、平成17年（2005年）から活動実施し、現在は「人権教育のための世界計画の第三段階（2015-2019）行動計画」を進めています。

★7 人権教育のための世界計画平成16年（2004年）12月採択・平成17年（2005年）1月開始宣言
人権教育のための国連10年の終了に伴い、その成果及び不十分な点並びに人権教育の分野における将来の国連の活動について宣言。（日本は共同提案国）

《国、県の動向》

平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。この法律は、人権教育・啓発の理念や、国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、人権教育・啓発のより一層の推進を図ることを目的とした法律です。

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連10年」国内行動計画等を踏まえた「人権教育・啓発に関する基本計画★8」を平成14年（2002年）に策定しました。この基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

また、県においても、この基本計画を基として、「県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として捉え、互いの人権を尊重する意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することにより差別のない明るい社会を実現する」ことを基本目標とした、「長野県人権教育・啓発指針」を平成15年（2003年）に策定しました。その後、「人権教育及び人権啓発に関する法律」の基本理念に基づき、地方公共団体の責務としてその地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策として平成22年（2010年）2月に「長野県人権政策推進基本方針」を策定しています。

★8 人権教育・啓発に関する基本計画 平成14年（2002年）3月発行
「人権教育及び人権啓発に関する法律」の基本理念に基づき、国の責務として人権教育及び人権啓発に関する施策を策定。平成23年（2011年）4月に、閣議決定により、その一部変更

第2節 本市の人権行政の経過と課題

本市の人権行政の取組は、同和問題を中心に差別解消に向け取組がはじまりました。昭和39年（1964年）には県下に先駆けて、市内の高社中学校で「同和教育」がはじめられ話題となったところです。

その後、国の「同和対策審議会答申」が示され、以降制定された「同和対策事業特別措置法」により、行政の責務として各種の同和対策事業に取組んできました。

このようななかで、区長会、各種団体、企業、学校、議会等、多くの皆さんが会員となり「部落解放推進協議会」（現・あらゆる差別をなくす推進協議会）が設置され、差別をなくすための各種集会を中心に人権啓発がはじめられ、現在も取組まれています。

そして、50年以上にわたり同和対策・同和教育に取り組んできたことにより、実態的差別は大きく改善され、また市民の意識も以前に比べ高揚してきています。しかし、現在も差別は潜在化・陰湿化して存在している現状があり、さらに人権意識の高揚と相談事業の充実を図っていくことが望まれています。

このようなことから「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」が制定され、庁内に「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を設置し「条例」の目的を達成するため、総合的、計画的に施策を推進することとしました。

女性問題については「中野市男女共同参画計画」により、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識や社会通念、慣習及び地域社会における不平等などの解消をめざして、男女共同参画に関する施策を総合的に展開していくことが望まれています。

また、人権課題も同和問題や女性問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別撤廃や人権問題へと広がり、これまで以上に行政全体の中で各種人権施策に取り組んでいくことが必要です。

今後、様々な人権問題に取り組むためには、行政はもちろんですが、市民の責務として、市民自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努め、差別のない住みよい中野市にしていこうとする気運を盛り上げるとともに、新たな視点に立った「人権のまちづくり」に取り組むため、今回、本計画の計画期間終了にあたり、本計画期間の10年間における意識の変遷を確認するために、平成27年度（2015年度）に10年前と同様に「人権に係る住民意識調査」と「同和地区住民生活実態調査」を実施し、計画の見直し策定の基礎資料としています。

第3節 様々な人権問題の現状

1 同和問題

《経 緯》

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚問題をはじめ、日常生活のうえでいろいろな差別を受けるといふ、重大な人権問題です。

近年の同和問題への取組は、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」が、今日までの対策の基礎になり、同和問題の解決を図るうえで、この答申が果たした歴史的意義はきわめて大きいところです。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）3月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。

しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることとし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにした、「部落差別の解消の推進に関する法律★9」が平成28年（2016年）12月に制定されました。

《現 状》

これまでの特別対策により、住宅や道路の改善をはじめとする生活基盤等、様々な面で大きく改善されてきました。しかし、結婚問題等を中心に依然として心理的な差別意識がまだ根深く存在しています。また、差別発言などの人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応は、まだ十分ではないといわれており、依然として存在する差別意識の解消や、人権侵害による被害の救済措置等に問題があるところです。

同和地区においては、若い世代が差別意識、就職や結婚のため、地区外に転出する傾向がみられ、全国的にも高齢化の比率が高くなっています。また、住宅や道路等の生活環境については改善が進み、あまり格差が見られなくなりました。

現在は、人権侵害等を含めた生活相談の充実が求められています。

★9 部落差別の解消の推進に関する法律

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

2 女性の人権

《経緯》

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」〈平成19年（2007年）改正〉等によって男女平等の原則が確立されています。また、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約★10」を批准し、男性も女性も共に参画する社会をめざして、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

さらに、ドメスティック・バイオレンス★11 やセクシュアル・ハラスメント★12、売・買春、性犯罪等の「女性に対する暴力」の深刻化から、平成12年（2000年）〈平成25年（2013年）改正〉に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年（2001年）〈平成20年（2008年）改正〉に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

最近では、法的制度も進み、育児休業制度の充実や介護休業制度の導入等、様々な面での制度等の見直しが進められています。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律★13」が施行されました。

《現状》

男女共同参画社会の実現をめざして、法律や制度の整備が進められてきました。しかし、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が残っており、女性の人権が尊重されているとはいえない状況にあります。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵すもので、被害を受けた女性や社会に対してあらゆる面で深刻な影響を及ぼします。

しかし、この問題は、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があり、相談体制の充実と、周囲の人の理解と協力が重要です。これと同時に、一人ひとりが自

らのライフスタイルを見つめ直し、性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現することが求められています。

★10 女子差別撤廃条約 昭和60年(1985年)批准

女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な国際条約。

★11 ドメスティック・バイオレンス(D・V)

配偶者、恋人、その他親密な関係にある者による身体的、経済的若しくは性的な危害若しくは苦痛又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。

★12 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

★13 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

3 高齢者の人権

《経 緯》

わが国における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、平成27年（2015年）には、4人に1人が高齢者となりました。さらに、平成72年（2060年）には、2.5人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予測されています。これは世界に類をみない急速な高齢化です。

そこで、昭和61年（1986年）に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。さらに、平成7年（1995年）には「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づいて平成24年（2012年）に、国の高齢社会対策の指針である「高齢社会対策大綱★14」が閣議決定されました。

この大綱では、高齢者を犯罪や人権侵害等から保護するため、各種施策を進めるとともに、体制の整備を図ることと記され、特に、介護を要する高齢者に対する家族や施設における虐待は、人権啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、予防・救済に努めることとしています。

例えば、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者の支援等に関する法律」は、高齢者を守る施策の一つです。

《現 状》

高齢者の社会参加

今後、さらなる超高齢社会を迎えるにあたり、家庭や地域社会で高齢者との日常的な交流を促進するとともに、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを進めることが求められています。

介護の状況

健康づくりや介護予防に努めても、高齢化の進行により寝たきりや認知症等の要介護高齢者は、今後も一層増加することが見込まれます。介護の重度化や長期化、家族の介護力の低下等に伴い、介護に係る問題が複雑化・深刻化し、介護保険サービスの充実と適切なサービスの提供が求められています。

介護を要する高齢者の保護

介護を要する高齢者に対し、介護者が肉体的・心理的に虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題として取り上げられています。そのことから、高齢者の財産管理や契約詐欺等の問題を含めた、人権相談の充実が求められています。

★14 高齢社会対策大綱（平成 24 年閣議決定）

昭和61年（1986年）6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきた。さらに、平成7年（1995年）12月に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本として、現在も大綱の見直しを行いながら様々な取組が行われている。

4 障がいのある人の人権

《経 緯》

「日本国憲法」に規定された基本的人権、生存権等の権利の理念をもとに、社会福祉関係の法律が制定され、そのなかで各種の障がいのある人のための施策が行われてきました。

しかし、これまでの各種法律は、障がいの特性や種類ごとに定められており、別々な取り扱いがされていたため、障がいのある人の基本的な事項を定めた法律の制定が求められ、昭和45年（1970年）、議員立法による「心身障害者対策基本法」が制定されました。この法律は、心身障がい者対策に関する国や地方自治体等の責務が明らかにされたものの、「心身障がい者の発生、予防」を始めに置き、「訓練」、「保護」そして同一線上に「収容」、「厚生」という古い福祉観をもつもので、国際的にも全く時代遅れのものでした。そして、昭和56年（1981年）、国連が決議した「国際障害者年」を受けて、翌年（1982年）「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。

時代遅れとなった「心身障害者対策基本法」は、平成5年（1993年）「障害者基本法」に改められ、国、地方公共団体等の責務、基本理念、施策の基本となる事項等を定めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進することが明記され、実態に即して広範囲な施策を対象にできるものとなりました。

その後、「障害者対策に関する新長期計画（全員参加の社会づくりをめざして）」や「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」が策定され、平成14年（2002年）には、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」が策定されました。そして、国際的な動向とも歩調をあわせながら、平成17年（2005年）に「障害者自立支援法」の施行後、平成25年（2013年）から「障害者自立支援法」は、障がい者の定義に難病等を追加し、名称変更した「障害者総合支援法★15」が施行されています。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の権利や尊厳をおびやかすものとし、障がい者の自立及び社会参加の促進のために、障がい者虐待の防止がきわめて重要であることなどを規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」★16（いわゆる「障害者虐待防止法」）を平成24年（2012年）10月に施行しています。

そして、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年（2013年）6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」★17（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年（2016年）4月から施行されています。

《現 状》

障がいのある人に対する施策は、「障害者総合支援法」及び個々の法律により展開されていますが、障がいそのものに様々な種類があり、そしてその障がいの程度も様々で、なかには重複障がいの方もおり、障がいに応じて地域や家庭で普通の生活を送れるような条件を整える必要があります。

近年、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れが大きく変化するとともに、ノーマライゼーションやバリアフリーという言葉が日常生活に浸透してきています。また、障がいのある人の個性の一部として、積極的に捉えようとする考え方が広がりつつあります。こうした考え方は、障がいのある人の人権保障を前進させるものとして大切です。

しかし、実際の社会には、様々なバリア（障壁）があり、自立と社会参加が阻まれている事例があります。また、暴行・虐待、性的ないたずら、賃金や預金の搾取、不要な契約への勧誘等の人権侵害により、被害をこうむることもあります。障がいのある人たちの権利が保障された社会実現のためには、ノーマライゼーションの考え方を取り入れ、様々なバリアを取り除いていく必要があります。

こうした問題に対しては、障がいのある人の人権の重要性について、正しい認識と理解を深めるための啓発活動や人権相談の充実が求められています。

★15 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

★16 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

★17 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによつて、すべての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

5 子どもの人権

《経 緯》

国連では、世界中で深刻になっている子どもの危機的状況を解決するため、昭和 34 年（1959 年）に「子どもの権利宣言」を採択しました。そして、この宣言を実質的なものとするため、平成元年（1989 年）に「子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める」ことをめざして「児童（子ども）の権利に関する条約★18」が採択されました。これを受けてわが国では、平成 6 年（1994 年）4 月に批准しました。この条約は「子どもは保護の対象であるだけでなく権利行使の主体である」との認識に立ち、子どもの最善の利益を優先するという精神で貫かれています。

条約の批准を契機として文部省（文部科学省）では、子どもの停学・退学等に際しては子どもの意見を聞くようにとの通知を出し、法務省では、子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」（子ども人権オンブズマン）制度を創設するとともに、平成 9 年度（1997 年度）から全国的な啓発活動が実施されています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待等に見られるように深刻な状況にあります。特に児童虐待の問題においては、痛ましい事件が多発しており、平成 12 年（2000 年）には「児童虐待の防止等に関する法律」＜平成 19 年（2007 年）改正＞が施行され、いじめに関しても重大な事件が起きたことから、平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法★19」が施行されました。

また、長野県では子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例★20」が平成28年（2016年）7月に施行されました。

《現 状》

高度情報化、国際化、少子化、高齢化等の社会の変化は、子どもの生活に大きな影響を与えています。それぞれの変化が子どもの未来を大きく広げ、個性や能力を育む可能性をもっていますが、その一方で、子どもに係る様々な問題と課題を生みだしています。

学校においては、いじめ、不登校、差別事象等の人権問題が発生しています。また、学歴を重視する社会のなかで、競争が助長され仲間づくりが難しくなっています。

家庭においては、子育てや子どもとの関わりに悩みや不安をもつ家族が増加しています。子どもへの虐待という問題も見られ、家族一人ひとりの人権が尊重される家庭づくりが求められおり、各家庭における教育を支えるため、幅広い支援体制を作ることが必要です。

地域においては、しきたりや因習、慣習のなかにも差別意識を温存させているものが見られます。このことは、子どもにも個性や違いを認めにくくするなど影響を及ぼしており、地域における人権学習の場を一層充実させることが求められています。

子どもは権利行使の主体であるという認識を学校、家庭、地域のなかで確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人ひとりの子どもの豊かな自己実現を図る教育を推進していくことが望まれています。

また、昨今の子供の貧困問題がクローズアップされていることから「子どもの貧困対策の推進に関する法律」★21が平成26年（2014年）1月に施行され、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないための対策が必要です。

★18 児童（子ども）の権利に関する条約

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。平成元年（1989年）11月に国連総会において採択され、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。その中には、子どもの「情報へのアクセス権」、「性的搾取からの保護」などが含まれている。

★19 いじめ防止対策推進法 平成25年（2013年）9月施行

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。

★20 長野県子どもを性被害から守るための条例 平成28年（2016年）7月施行

子どもを性被害から守り、その尊厳を保持し、健やかな成長を支援することを目的として、これまで青少年育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かしつつ、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例。

★21 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」平成26年（2014年）1月施行

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

6 外国人の人権

《経 緯》

在日外国人に対する社会的・民族的差別は、先の大戦前から続いていました。さらに昭和27年（1952年）に「サンフランシスコ平和条約」の発効により在日朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失して外国籍となった以降は、戦後に整備された社会保障制度を適用されず、人間の尊厳と民族的諸権利を否定する社会的差別にも苦しめられてきました。

しかし、昭和54年（1979年）に「国際人権規約」の批准、昭和57年（1982年）には「難民の地位に関する条約・議定書」を採択するなど、こうして現れてきた国際人権保障の潮流が、外国人差別問題へと関心が高まり、「指紋押捺の撤廃」等各種運動の盛り上がりが見られました。こうしたなかで、いままでの外国人法制の見直しが迫られ、「国民年金法」、「児童手当三法」から国籍条項を削除、特別永住資格者に対する「指紋押捺の撤廃」等、各種の制度が改正されてきました。

また、国際人権保障の潮流が顕在化したあたりから、日本における外国人問題の比重は次第に在日朝鮮人等の問題から、新規に入国する外国人問題へと移行してきていたといわれています。日本の労働市場は、国際経済・貿易の変動により、多くの外国人労働者を受入れるようになってきました。しかし、「出入国管理及び難民認定法★22」（以下「入管法」という。）が改正されず、多くの「不法」就労者が出たため、平成元年（1989年）「入管法」が改正され、労働力不足への対応策として日系二世・三世等の優先的入国・在留を認めることになりました。

このようななか、入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、市区町村等が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の対象に加え、外国人住民の利便の増進や市区町村等の行政の合理化を図るための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成24年（2012年）7月に施行されました。

本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）及び住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されました。

《現 状》

外国人は、日本社会の多様性はますます顕著になっているなかで、抱える問題も複雑化してきています。

また、日本人の持つ根強い意識のなかで、外国人は、異質な存在とみなされ、なかなか日本の社会は受入れない状況も見受けられます。ことばの障がいによる仲間はずし、賃貸住宅への入居制限、雇用拒否等多くのことが指摘されているところです。

また最近ではヘイトスピーチ★23と呼ばれる特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現や言動を行う問題があり、国ではヘイトスピーチを抑止するために「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」★24（平成28年（2016年）6月）が施行されました。

日本社会が多様化している今日、様々な文化、風習をもつこれらの外国人と日本人が住民として共に生きる、開かれた地域社会を構築するため「共生の心」を醸成していくことが求められています。

★22 出入国管理及び難民認定法

本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

★23 ヘイトスピーチ

人種、出身国、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動。

★24 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

7 その他の人権

《経 緯》

わが国の人権に関する問題として、先に述べた同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人の人権問題のほかに、ハンセン病患者★25、H I V感染者、アイヌの人々、インターネット、難病患者等の人権問題が存在しています。

ハンセン病患者に関しては、天から罰せられた「天刑病」等とされ長く差別されてきましたが、平成8年（1996年）4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、援護の継続、社会復帰の支援等が行われることになりました。

H I V感染者に関する人権問題は、21世紀の日本における人権保障の行方を左右する大きな人権問題といわれています。平成4年（1992年）に改正された「エイズ問題総合対策大綱」では、エイズに対する正しい知識の普及、医療・相談体制の充実、二次感染防止対策の強化等が重点対策として掲げられ、これらの推進にあたっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を行うこととされています。

アイヌ民族の問題として、平成9年（1997年）、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化振興法」が成立しました。この法律は、国内に異なる民族が存在することを認めた初の法律です。

一方、高度情報化社会が急速に進展し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）★26やインターネットの掲示板等への誹謗中傷等の書き込みによる人権侵害が発生しています。

この他、難病による人権問題や身近な問題として、慣行や因習からくる差別や偏見が見受けられます。

《現 状》

ハンセン病についても、過去の誤った認識から感染症の不治の病として社会から誤解や偏見を招いており、回復者の社会復帰を未だに困難にしています。

H I V感染症★27はヒト免疫不全ウイルスの感染による難病ですが、感染経路が限られているため、正しい知識があれば感染することなく共存できるといわれています。しかし、エイズに対しての認識不足から患者・感染者に対する偏見や差別が存在しています。

アイヌの人々は、「アイヌ民族」であることを理由として、結婚や就職などで差別を受け、経済的にも零細な状況にありました。国や北海道では、各種のウタリ福祉対策★28を実施されてきましたが、現在は「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）」（平成28年度（2016年度）～32年度（2020年度））に基づき、（1）生活の安定、（2）教育の充実、（3）雇用の安定、（4）産業の振興、（5）民間団体の活動の促進を基本的方向とする施策を推進しています。

インターネットの掲示板等での人権侵害には、法的な対応や業界の自主規制による対応が進んでいますが、大切なことは、使う側の私たち一人ひとりの人権意識の大切さにあります。

この他、原因が不明で治療法が確立されていない特定疾患等の難病患者については、長期療養を余儀なくされるなど、社会生活の基盤が脅かされることも少なくありません。また、慣行や因習により他の地域から転入した者に対しての、よそ者扱いされるなどの差別意識も見受けられます。

このように様々な人権問題がありますが、あらゆる差別をなくし、明るい中野市を築いていくためには、人権教育・啓発と人権相談の充実が求められています。

この他の人権問題には、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、L G B T★29、ホームレスの人々、北朝鮮による拉致問題、中国帰国者等があります。

★25 ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症。

★26 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。

★27 HIV感染症 (AIDS)

ヒト免疫不全ウイルス (human immunodeficiency virus ; HIV) に感染し、発症した時点で後天性免疫不全症候群 (acquired immunodeficiency syndrome, AIDS, エイズ) と診断される。

★28 ウタリ福祉対策(平成13年度(2001年度)終了)

「ウタリ」というのは、アイヌ語で「親戚」、「一族」、「仲間」、「同胞」、「人々」などの意味で、アイヌの人達の民族の誇りと尊厳が尊重される地域社会を実現するための、アイヌ民族文化を含めた総合的施策。

現在は「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第3次)」(平成28年度(2016年度)～32年度(2020度))に基づき、(1)生活の安定、(2)教育の充実、(3)雇用の安定、(4)産業の振興、(5)民間団体の活動の促進を基本的方向とする施策を推進している。

★29 LGBT

どの性を好きになるかを示す「性的指向」のレズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、男性か女性かなどの自己認識を示す「性自認」のトランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)などの性的少数者を限定的に表す言葉。



第 3 章

あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

差別のない明るい社会を築くことは、全市民の共通の願いです。しかし、私たちの身の回りには様々な差別や偏見が存在しています。その差別や偏見は、現われ方や問題によりそれぞれ異なっていますが、「人権が侵害される」という点では共通しています。市民一人ひとりの人権を尊重していくためには、お互いの心のなかにある差別意識と「人権問題」を重ねあわせ、自らの問題として差別の痛みに共感し、差別や偏見をなくしていくことが重要です。

そのためには、これまでの同和問題の解決に向けての各種の取組や手法等を参考として、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権問題へと広げていき、行政をはじめ、家庭、学校、職場、地域等、あらゆる場において人権教育・啓発を推進していく必要があります。

- 第1節 人権重視の行政
- 第2節 学校及び保育所等における人権教育と啓発
- 第3節 家庭や地域社会における人権教育と啓発
- 第4節 企業における人権教育と啓発

第1節 人権重視の行政

1 行政に携わる職員の人権感覚の醸成

【現状と課題】

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」の制定により、さらに行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策が求められています。

行政に携わる市職員は、公平で公正な行政施策を推進する義務があります。また、人権に配慮した行政施策を推進していくには、職員一人ひとりが人権感覚をさらに身に付ける必要があります。これまで本市では、それぞれの職務に応じ、きめ細かな人権感覚を身に付けるため、同和教育をはじめ、各種の職員研修を実施してきました。今後は、これまで実施してきた職員研修の経験や手法を参考に、新たな感性で人権教育を進めていくことが望まれています。

行政に携わる全ての職員は、常に市民の側に立ち基本的人権を尊重し、市民の権利を守り、部落差別をはじめ、あらゆる差別をしない、させない、許さない社会の形成に努める必要があります。

【施 策】

- ◆ 市行政の全てにおいて、人権に配慮した行政施策の展開に努めます。
- ◆ 職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。
- ◆ 市民の立場にたった電話対応、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。
- ◆ 職場ごとの自主研修に努めます。
- ◆ 地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。

2 人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対する人権教育の推進

【現状と課題】

地域において福祉活動等に従事する民生委員・児童委員、ホームヘルパー、あるいは福祉施設等に勤務する職員等においては、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々

な人々の生活相談や身体介護等に直接携わっています。よって、人間の尊厳と個人のプライバシー保護、秘密保持等の重要性を常に認識し、人権意識に根ざした行動が求められます。

このため、これらに従事する者の人権意識の普及高揚を図るため福祉事務所等と連携し、人権教育・啓発を促進していく必要があります。

【施 策】

- ◆ より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権教育・啓発のあり方に努めます。

3 国・県等との連携

【現状と課題】

国においては「人権教育・啓発に関する基本計画」を、県においては「長野県人権政策推進基本方針」をそれぞれ策定し、各種の取組がされています。

また、中高地区の町村においても差別撤廃に関する条例が制定され、それぞれ独自で条例の目的の達成に向けた総合計画を策定しています。本計画は、これらの計画との整合を図りながら策定してきたところであり、この計画を効果的に推進していくためには、国、県及び近隣市町村と連携し、情報交換、協力体制を図りながら推進する必要があります。

【施 策】

- ◆ 国・県、各種団体等と連携を図り、教育・啓発の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。
- ◆ 地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。

第2節 学校及び保育所等における人権教育と啓発

1 学校における人権教育

【現状と課題】

本市では、各学校において学校人権教育年間計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、全教育活動を通じた人権感覚の育成、人権問題の正しい理解に努めてきました。また、人間としての尊厳と、基本的人権が保障される民主的な社会を実現するため、あらゆる差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、とかく知識にかたよりがちな人権教育から一歩踏み込んで、体験・調査を重視した教育と啓発に取り組んできました。

学校教育における人権教育は、児童生徒一人ひとりの人権感覚をみがき、同和問題をはじめあらゆる差別をなくす実践力を身に付けた人間を育てる教育です。そのためには、すべての教職員は人権尊重の精神にのっとり、疎外されがちな児童生徒の側に立って、一人ひとりを理解し、共に生きる仲間づくりを通して差別をなくす教育と啓発活動を推進する必要があります。

また、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、系統的な指導を進めるために、幼保・小・中・高、家庭、地域、行政の一層の連携が必要です。

さらに、学校における人権教育の成果や問題点を家庭や地域へ発信し、家庭内で話し合う機会、地域で取り組む機会を作り出すなど、一層の相互関係を図っていく必要があります。

【施 策】

- ◆ 同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取り組み、一人ひとりが安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◆ 地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。
- ◆ 学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、PTA人権教育地区懇談会を充実させます。

2 保育所等における人権教育

【現状と課題】

保育所等における人権教育と啓発は、毎年、テーマを設け、代表1箇所を指定し公開保育を実施し、統一した人権教育と啓発が進められるよう努めてきました。また、保育所等個々においては、保護者を対象にした人権教育研修会を実施し、家庭のなかでも幼少からの豊かな心・人権感覚の育成に配慮がなされるよう取り組んできました。

差別意識は幼少の頃から形成され、その後の人生に大きな影響を及ぼすといわれていることから、引き続き人権教育研修会を実施するなかで、さらに創意工夫した取組が必要です。また、幼児期における人権感覚の育成を図るためにも、異年齢児との関わりなど、不特定多数の子どもの遊びを通じた交流を体験することにより、お互いに助け合う心や思いやりのある心が育まれることから、さらに異年齢児保育の充実に努める必要があります。

【施 策】

- ◆ 保育所等に通う子どもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。
- ◆ 子どもたち一人ひとりが体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気付いたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。
- ◆ 保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進します。
- ◆ 保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。

第3節 家庭や地域社会における人権教育と啓発

【現状と課題】

市民が広い視野に立ち、様々な学習機会を通じて人権問題を正しく理解するとともに、人権問題を自らの問題として受けとめながら、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことが重要です。

そのためには誰もが人権問題について深い理解と認識を持ちながら、自ら人権意識を高め、人権尊重の態度を培い、さらにそれを行動に結び付けていくことが大切です。

本市では、あらゆる人権問題の早期解決に向け、各区や各分館を通じて懇談会や研修会を実施し、家庭や地域における人権教育・啓発に努めてきたところであり、また、公民館活動等でも、生涯学習の一環として講座や研修会等を開催し、市民の人権感覚の向上に努めてきました。

今後も、これまでの取組や人権教育が築いてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育を家庭や地域社会に、身近な問題としてつなげていくことが必要です。しかし一方で、従来の学習内容は、ややもすれば行政の「押しつけ型」学習が多く、自らの問題としての受けとめが薄いものとなっています。

今日の市民の生活様式や一人ひとりの意識の状況は多様であり、また、「人権」についての理解や問題に対する学習ニーズも絶えず変化しています。このようなことから行政の「押しつけ型」学習から脱却し、自ら参加し、お互いに語り合い、認め合い、発見できるような、体験による「参加型」学習へとつなげていくことが必要です。

【施 策】

- ◆ 人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。
- ◆ 人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。
- ◆ 県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、NPO（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。
- ◆ 障がいのある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の機会を作り、共生意識の醸成に努めます。
- ◆ 地域社会活動への女性の参画が少ない状況にあるため、主体的、自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。

第4節 企業における人権教育と啓発

【現状と課題】

企業の社会に対する影響はますます大きくなっています。そのため、企業は社会を構成する一員として、人権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任」という考え方が求められています。

例えば、消費者に対しては、人権に配慮した商品開発や接客を行うとともに、顧客データなどを保護し、プライバシーを守ることです。また、従業員に対しては、労働時間の効率化によるゆとりある生活、人事評価での公平性や機会均等の保障、さまざまなハラスメントの防止徹底による働きやすい職場づくりが挙げられます。

また、社会情勢の変化等により、雇用情勢も厳しくなっているなかで、企業を取り巻く人権問題は重要なことから、企業における人権教育と啓発の積極的な取組を行います。

【施 策】

- ◆ 市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育の啓発・周知に努めます。
- ◆ 市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。



第 4 章

人権に関する重要課題の施策推進計画

- 第1節 同和問題
- 第2節 女性の人権
- 第3節 高齢者の人権
- 第4節 障がいのある人の人権
- 第5節 子どもの人権
- 第6節 外国人の人権
- 第7節 その他の人権

第1節 同和問題

1 人権擁護の確立

(1) 部落差別の解消

【現状と課題】

平成27年度（2015年度）に実施した、同和地区住民生活実態調査（以下「地区調査」という。）のなかで、「被差別経験・差別現場遭遇の有無は」の問いに対し、「差別を受けた」が39.0%、「差別は受けないが差別に出会った」が10.3%となっています。また、同時に実施した、人権に係る住民意識調査（以下「意識調査」という。）のなかでも、「現在の同和地区の人たちに対する結婚差別はあるか」の問いに対し、48.7%の人が「ある」、「たまにある」と答えており、部落差別が現存することを認知している状況がうかがえます。

これらの調査から部落差別の現実は、なお未解決であることが明らかになり、今後も同和問題の解決に向け、また、人権擁護の確立を図るために、個人情報保護に努めるとともに、市民や企業等への啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

Q 被差別経験・差別現場遭遇の有無について

項目	平成27年	平成17年
差別を受けた	39.0%	46.8%
差別は受けないが差別に出会った	10.3	16.4
特にない	39.0	29.8
無回答（不明）	11.7	7.0

資料：同和地区住民生活実態調査

Q 現在の同和地区の人たちに対する結婚差別について

項目	平成27年	平成17年
反対されることがある	16.3%	26.9%
たまに反対されることがある	32.4	29.9
反対されることはない	10.1	10.4
わからない	36.1	26.7
無回答（不明）	5.1	6.1

資料：人権に係る住民意識調査

【施 策】

- ◆ 市の「情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年（2015年）4月から実施しています。

- ◆ 国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。

（1） 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

部落差別をなくすため、家庭、学校、企業、地域、各種団体等の領域で懇談会や講演会、研修会等を積極的に取り組んだ結果、市民の差別意識は一定程度解消されてきました。

しかしながら、まだ差別意識は市民のなかに根深く存在しており、その実態は陰湿化し、差別事象そのものは見えにくくなっています。「地区調査」のなかの「最も印象に残る被差別経験・差別遭遇の場所・機会等は」の問いに対し、「日常生活の中で」、「結婚の際」、「職場で」と結果がでています。

また、「差別・出会った差別で最も印象に残っている差別は、いつ頃か」との問いには20年以上前が最も多かったが、前回調査以降の10年以内に差別を受けた経験があると回答もあり、部落差別がいまだにある結果がでています。

しかし、「最も印象に残る被差別経験・差別遭遇した時の対応は」の問いに対し、「特に対処しなかった」、「相手に抗議した」、「家族に相談した」、「友人に相談した」と答えた人が多く、行政や人権擁護委員等への相談は少ない状況がうかがえます。

これらの実態を考えると、差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、現実に発生した差別や人権侵害は真摯に受けとめ、被害者を救済するとともに、相談体制の充実を図ることや人権擁護体制の確立の必要があります。

Q 最も印象に残る被差別経験・差別遭遇の場所・機会等について

項目	平成 27 年	平成 17 年
結婚の際	25.0%	25.1%
学校の教育現場で	12.5	19.4
日常生活の中で	35.4	15.7
職場で	22.7	7.4
その他	2.1	3.7
無回答	2.1	28.7

資料：同和地区生活実態調査

Q 最も印象に残る被差別経験・差別遭遇した時の対応について

項目	平成 27 年	平成 17 年
相手に抗議した	15.8%	21.3%
家族に相談した	15.8	19.7
相手を説得した	11.6	14.5
友人に相談した	15.8	13.3
運動団体に連絡・相談した	14.7	7.5
行政・人権擁護委員に連絡・相談した	0.0	1.2
特に対処しなかった	17.9	15.0
その他	1.0	2.3
無回答	7.4	5.2

【施策】

- ◆ 相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。
- ◆ 各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。
- ◆ 同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立要求国民運動★30」を促進します。

★30 部落解放・人権政策確立要求国民運動

「部落解放基本法」制定要求国民運動から、「部落解放・人権政策確立」要求運動に発展させ、これまで特別措置法に依存した部落解放運動から、高齢者や女性、障がい者、外国人などさまざまな人権団体と協力し、あらゆる差別撤廃を求めて幅広い運動を進めるといったもの。

2 教育・啓発の推進

(1) 市民に対する教育・啓発

【現状と課題】

同和問題に対する人権教育・啓発については、市、教育委員会等において、正しい理解と認識を深めるため、各種の取組を推進してきました。

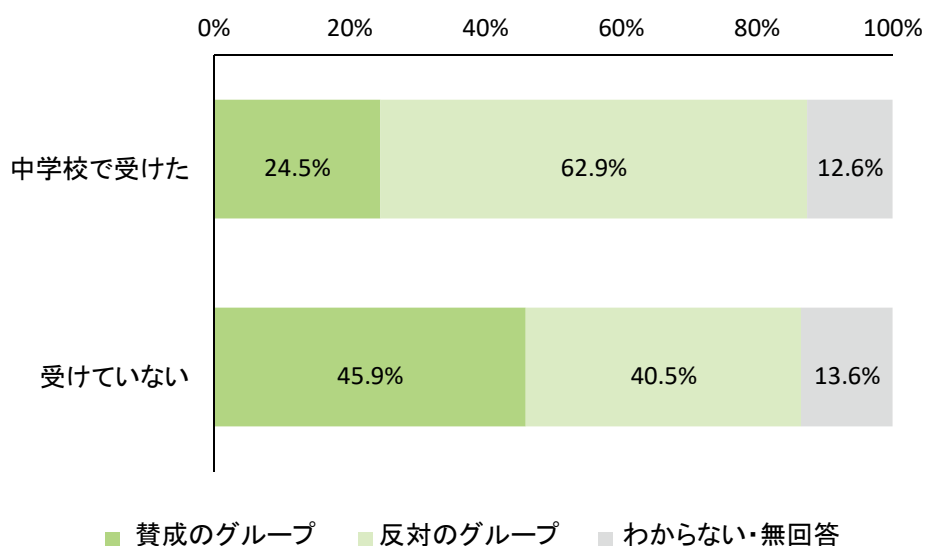
その具体的な取組としては、各区を対象にした「区・分館人権教育懇談会」の開催をはじめ、高齢者、各種団体、企業、行政機関等を対象に、おのこの特色ある研修会を開催するなど、差別意識の解消に努めてきました。また、地域住民との交流を図る事業等、

同和問題の解決に向け取り組んできました。このように、これまでの各種の取組によって、市民の人権意識はある程度高まってきました。

しかし、部落問題については、家族からであったりいろいろなところから間違って知り「寝た子」を起こしていることになっており、結局は「寝た子を起こすな」論については「どこで同和問題を学習したか」で小・中学校での学習経験がある人ほど「寝た子をおこすな」論に否定的であり、正しい知識が必要であることがわかります。

このことから、差別や人権侵害の現実に向け、新鮮で魅力ある懇談会や研修会づくりをしていく必要があります。また、「部落差別」は現実に存在していることを正しく認識する必要があり、市民各層に浸透した地域ぐるみの人権教育・啓発を一層推進し、広く人権尊重の機運を高めていく必要があります。

同和問題の学習経験と「寝た子を起こすな論」



(人権にかかる住民意識調査 考察から)

【施 策】

- ◆ 行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の充実とその活性化に努めます。
- ◆ 身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決していこうと行動する者を育成するため、人権教育講座を推進します。
- ◆ 様々な機会を捉えて人権問題への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。
- ◆ 啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題に対する理解を深めます。

- ◆ 行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住みよい地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。

(2) 人権センター事業の充実

【現状と課題】

人権センターでは、同和地区や近隣地域住民の交流の拠り所として運営してきましたが、平成9年(1997年)4月から制度が特定事業から社会福祉法による一般対策に移行され、広く周辺地域を含め、地域全体のなかで福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した施設として、専任の館長と指導職員を配置し事業を進めてきました。

今後、生活上の各種相談事業をはじめ、周辺地域を含めた交流事業や社会福祉等に関する総合的な事業と、人権問題に対する理解を深めるための活動を積極的に取り組んでいく必要があります。また、人権センター集会所の活用については、地域の自主的・組織的な人権教育・啓発の場として、活用していく必要があります。

【施 策】

- ◆ 生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を進めます。
- ◆ 日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。
- ◆ 同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。
- ◆ 子どもの人権意識を醸成するため、「子ども人権教室」を推進します。
- ◆ 同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。

(3) 学校や保育所等における人権教育の充実

【現状と課題】

学校や保育所等における人権教育は、幼保、小、中、高一貫の人権教育を年間計画に基づき連携しながら、全教育活動を通して人権感覚の育成、人権問題の正しい理解に努めてきました。また、小・中学校や保育所等の保護者、教職員、保育士等を対象にした研修会、懇談会を実施し、学校や保育所等の人権教育と連携し、幼少からの豊かな感性

と人権感覚の育成に努めてきました。

しかし、自分の差別意識に気づいたり、差別に憤りを感じ、差別をなくしていこうとする感覚や意欲がまだ十分とはいえない状況にあります。

人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は重要であり、校長や園長をはじめ、教職員一人ひとりが、児童生徒の実態を踏まえ、学校や保育所等における人権教育の課題を明確にし、その解決にあたることが求められています。さらに、今後もPTAや育成会等とも連携し、学校や保育所等、家庭及び地域における連携を深めていく必要があります。

【施 策】

- ◆ 幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。

- ◆ 日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図ります。

3 健康福祉の増進

【現状と課題】

「地区調査」によると18歳以上の「年齢層」を見ると、60歳以上の者が48.5%と大変多く高齢化が進んでいます。また、単身世帯や一世代世帯が多く、子どもが同居していない世帯も62.0%と多い状況であります。

そのようなことから、「充実してほしい福祉サービス」では、「介護施設の拡充」、「外出や通院などの介助（ガイドヘルパー制度）の充実」、「誰でも気軽に集まれる場所づくり（デイサービス含む）」などの要望が多くなっています。

このようなことから今後さらに要介護者の増加が見込まれる高齢者に対しての生きがいつくりや健康づくりの推進が必要です。

【施 策】

- ◆ 高齢者の社会参加活動や生きがいつくりなどを支援し、幅広い活動の場や機会づくりに努めます。

- ◆ 壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。

- ◆ 介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。

- ◆ 健康教室の充実により、各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。

4 生活環境の改善

【現状と課題】

同和地区の環境改善は、昭和44年（1969年）以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）3月には特別対策も終了しました。今後は必要に応じて、施策を実施します。

【施 策】

- ◆ 急速に進む高齢化社会に向け、市全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。



第2節 女性の人権

1 人権擁護の確立

男女平等への意識改革

【現状と課題】

平成27年（2015年）に行った「男女共同参画推進に関する市民意識調査」のなかで、「男は仕事、女は家庭」と性別役割分担意識に肯定的な人は、男性35.3%、女性29.2%であり、減少傾向にあります。

しかし、男女の地位について「平等になっていると思いますか」の問いに対し、「不平等（男性の方が優遇されている）」と感じている回答が、「慣習やしきたり」及び「地域社会」に多く見られます。この不平等感に対して、市民一人ひとりが解決への主体的な取組を行うことが重要となっています。

女性を性的関心の対象として見ることや、男性優位という意識が、セクシュアル・ハラスメントや女性への暴力、売・買春等をもたらし、女性の人権を著しく傷つけることとなっています。また、逆に最近では男性がセクシュアル・ハラスメント等の被害者となるなど、新たな問題として浮かび上がってきています。

真に平和で民主的な社会を築くためには、市民一人ひとりが自分の一生を充実したものとすることができる学習の場と学ぶ体制の整備、そして学んだことを実践する社会的環境が整えられなければなりません。そのためには、男女にかかわらずすべての人が、各々の個性と自主性を伸ばし、互いに一人の人間として尊重し合う意識、考え方を身に付ける必要があります。

男女がお互いに人権を尊重し共に生きるために、正しい知識を身に付ける教育や指導の充実を図るとともに、人権尊重に関する学習機会の充実に努める必要があります。

Q「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか

項目	女性		男性	
	平成27年	平成17年	平成27年	平成17年
賛成	5.5 %	5.8 %	6.4 %	1.8 %
どちらかといえば賛成	23.7	32.0	28.9	34.9
どちらかといえば反対	46.5	41.6	42.2	34.3
反対	23.5	19.0	22.0	17.1
無回答	0.8	1.6	0.5	1.9

Q 男女の地位が平等になっていると思いますか

項目	家庭では		職場では		地域社会では		慣習やしきたり		制度や法律の上では	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平等	45.0%	55.2%	24.7%	30.7%	13.4%	27.9%	7.5%	11.2%	28.4%	37.3%
不平等	42.1	36.8	51.9	52.2	69.6	57.8	80.1	49.5	47.5	22.9

資料：男女共同参画推進に関する市民意識調査（平成27年）

【施策】

- ◆ 女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。
- ◆ 教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。
- ◆ 男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。
- ◆ 配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

2 教育・啓発の推進

（1）男女平等実現のための教育の推進

【現状と課題】

男女が共に生きる男女共同参画社会を作るには、男女が本質的に平等であるということをすべての市民が認識し、家庭教育をはじめ学校教育、社会教育を通じ幼児期から一貫して取り組む必要があります。

【施策】

- ◆ 幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。
- ◆ 学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。

（２）生涯学習の推進

【現状と課題】

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組が進められていますが、「男は強く、女は優しく」とか「男のくせに、女のくせに」となげなく使っている言葉が、幼児期のしつけや人間形成に大きく影響を与え、大人になっても男性が女性を差別したり、女性は男性の影で行動するという考え方がまだまだあります。

男女同じように、人として平等に尊重される考え方や生き方がしっかりと根づくよう、家庭や地域等の教育、学習活動を積極的に進める必要があります。

【施 策】

- ◆ 各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。
- ◆ 生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。
- ◆ 地域における生涯学習の推進と家庭教育学習を充実します。

3 社会参画の推進

地域社会活動への参画

【現状と課題】

近年、女性の意識が向上し、家庭以外の仕事や余暇活動、ボランティア活動等多様な形で自己実現を図ろうと様々な分野で社会参画が進んでいます。そして、区や組の役員、行政の審議会や委員会の委員にもっと多くの女性を登用することは、多くの市民が望んでいるところです。しかし、地区役員や行政の審議会委員等への女性の登用は、いまだ少ないのが現状です。

このため、審議会や委員会等それぞれの組織ごとに、女性登用の目標設定を行うなどの取組が必要であり、登用にあたっては重複することのないよう、幅広い人材の登用に配慮する必要があります。

また、それと同時に女性自身も社会のあらゆる分野でその責任を果たし、積極的・自主的に参画していく力をつけていかななくてはなりません。

中野市の審議会等における女性の登用状況

項目	調査審議会数	委員数	内女性委員数	比率
平成26年	52	609人	166人	27.3%
平成27年	51	604	179	29.6
平成28年	52	613	186	30.3

※ 調査の対象は、法により規定されている審議会等 (長野県女性の公職参画状況調査)

【施策】

- ◆ 女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。
- ◆ 政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。
- ◆ 地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。

4 雇用・就労の促進

(1) 労働についての啓発

【現状と課題】

女性の社会進出に対する周囲の意識は変化しているものの、能力を持ちながらも家庭の事情によって就業困難となる女性が依然として存在しています。

結婚や出産を機に、いったん仕事を辞め、数年後にまた復帰するという女性の典型的な就労パターンを認める意見が半数近くを占めています。

しかし、就労することは、女性にとっても自分の能力を発揮する場であり、社会を支え、収入を得るという役割もあります。また、再就職における就業形態では正規雇用よりパート比率の増加が顕著となっている現実があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の施行により、雇用における男女平等の実現に一定の前進はみられますが、就職、昇進、管理職への登用等において、格差が解消されたとはいえない現状があります。

働きたい女性が能力を発揮しつつ、いきいきと働いていくためには、社会全体において格差解消に向け取り組む必要があります。

Q 女性が職業を持つことについてどう思いますか

項 目	女性	男性
職業を持たなくてよい	0.4%	0.3%
結婚するまでは職業を持つ方がよい	1.6	1.8
子どもができるまでは職業を持つ方がよい	4.7	7.4
子どもができたらずやめ、子育てが一段落したら再び職業を持つ方がよい	50.1	45.3
子どもができて、ずっと職業を持ち続けた方がよい	41.4	44.8
無回答	1.8	0.5

資料：男女共同参画推進に関する市民意識調査（平成27年）

【施 策】

- ◆ 男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識を高めるための啓発に努めます。
- ◆ 新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。

（２）労働環境の整備

【現状と課題】

働く女性にとって、労働と家事・育児等が重なり合い、過重労働をきたすという問題もありますが、男女で家庭責任を分担していくという社会の意識改革を進め、働く女性の労働条件を改善していく施策が必要です。

【施 策】

- ◆ 雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。
- ◆ 家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。
- ◆ 女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。
- ◆ 職業相談、就職あっせんにより雇用の安定確保に努めます。
- ◆ 各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。

5 健康福祉の増進

(1) 母性保護と健康づくりの充実

【現状と課題】

健康であることは、男女を問わず人として生き、仕事に従事し、文化的な生活を営むうえで基本的な条件です。特に、母性の尊重と、女性の生涯を通じての健康の維持増進が、重要な課題であります。

したがって、妊娠・出産から育児・保育と続く母子保健の観点から、家族計画等も含め、母性についての正しい認識を男女双方に深めるなど、母性保護についての意識づくりが重要です。一方では働く女性が増加し、かつ既婚女性の就業率が高くなっているなかで、職業を継続しつつ出産する女性が増えており、母性保護の充実・強化が必要です。

【施 策】

- ◆ 母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。
- ◆ 健康づくり事業の充実をし意識の高揚を図ります。
- ◆ スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。

(2) 子育て・介護機能の充実

【現状と課題】

近年、社会・経済情勢の変化によって核家族化・少子化が進行するとともに、共働き家庭、単身世帯の増加等、家族の構造が変わり、また、家族の地域での孤立化、連帯の欠如等もあって、従来、家庭機能とされていた子育て、高齢者の介護等も変わってきています。

こうした家族や家庭の問題の多くは女性に委ねられており、女性の社会参画を困難にする要因にもなっています。したがって女性が家庭以外の場で自己実現を図るためにも、子育てや介護等の支援事業を充実する必要があります。

【施 策】

- ◆ 乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。

- ◆ 障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援の充実に努めます。

（３） 生活の安定

【現状と課題】

日常生活を支える基本的な場として家庭が存在しますが、その家庭生活の安定のためには、家族を構成する一人ひとりが支え合うことが重要です。特に、女性が職業を持つことをはじめ、様々な社会参加をしようとするとき、今なお、多くの障がいにあつかります。例えば、女性の本務は家事・育児等の家庭内の役割で、仕事を持つことや社会活動は二次的なものであるという考え方がいまだに根強いため、女性は家庭責任と仕事の両立に苦勞する状況に置かれています。

したがって、男女すべての人々が豊かな充実した人生を送れるよう、家庭における男女共同責任を進める一方、家庭機能を補完するための社会的環境の整備、母子・寡婦家庭の自立促進のための社会的援助等、多様な福祉ニーズに即したきめ細かな施策が必要になっています。

【施 策】

- ◆ 母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。
- ◆ 女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取組に努めます。



第3節 高齢者の人権

1 人権擁護の確立

【現状と課題】

本市では、すべての高齢者が住みなれた地域で生涯を通じて豊かな生活が送れるように「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、施策の推進を図っているところです。

しかし、高齢者の人権に関わる問題として、要援護高齢者への虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等のほか、高齢者への誤った固定観念等により高齢者の社会参加を阻害する事象等も見受けられます。

また、「意識調査」でも、「高齢者の人権問題について」の問いに対し、差別や偏見があることがうかがえます。

このため高齢者が安心して快適な生活を送るためには、各種福祉サービスの充実とともに、高齢者虐待や悪徳商法等の人権侵害から保護するための体制づくりが重要です。

また高齢者は、長年にわたり社会の進展に寄与するとともに、豊富な知識と経験を有する者として敬愛され、長年住み慣れた地域で生きがいをもち心豊かな生活が送れる家庭環境や地域社会を作る必要があります。

Q 高齢者の人権問題について

(上段：平成27年 下段：平成17年)

項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
	高齢者は尊敬され、敬われなければならない	28.5%	34.9%	27.7%	4.7%	1.7%
年老いたら子どもに従う方がよい	29.1	37.5	23.5	3.9	1.9	4.1
	7.7	25.7	43.3	13.1	8.4	1.7
	15.5	26.2	34.2	10.7	10.2	3.2
高齢者が孤独死する社会を作っているのは私たち自身の問題である	23.0	36.9	29.2	5.2	2.7	3.0
	23.8	32.7	26.9	6.1	5.6	4.9
高齢者が何時までも元気で働くことは若い人の職を奪うことになる	2.5	7.9	32.7	27.2	27.5	2.2
	4.4	9.5	27.6	21.1	34.0	3.4
一定年齢の高齢者に年金や医療等の無料給付を行うのは当然である	45.3	34.9	12.4	4.0	1.5	2.0
	26.9	29.9	27.4	7.3	5.1	3.4

資料：人権に係る住民意識調査

【施 策】

- ◆ 高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ◆ 高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた情報の提供に努めます。
- ◆ 成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センターが窓口となり、相談体制を充実します。

2 教育・啓発の推進

【現状と課題】

高齢者が置かれている様々な状況の背景が社会的に正しく理解されておらず、偏見や否定的な考え方があり不当な差別や人権侵害につながる恐れがあります。

自分自身の問題として、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者の人権について一人ひとりが果たす役割を認識し、高齢者が地域社会で孤立することなく共生できる社会が望まれます。

このため、高齢者の正しい理解と思いやりの心を育てるため、広報・啓発活動をなお一層推進する必要があります。

【施 策】

- ◆ 高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。
- ◆ 高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。

3 雇用・就労の促進

【現状と課題】

高齢化が進行するなか、高齢者に対する就労は不安定な状態に置かれており、今後も今まで以上に就労保障を進める必要があります。

また、高齢者の就労の推進は、基本的人権を保障するための重要な施策であることを認識することが求められています。このため市としても国、県、職業安定所、シルバー人材センター、企業等との協力のもとに推進する必要があります。

【施 策】

- ◆ 高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。
- ◆ 高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。
- ◆ 高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。

4 健康福祉の増進

【現状と課題】

高齢者人口の割合は一層高まり、急速に高齢化が進んでいます。すべての高齢者が健康で、生きがいをもち、安心して生涯を過ごせるような社会の構築が望まれていることから、本市においても平成27年度（2015年度）から29年度（2017年度）までの「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の福祉の充実を図るための施策を明らかにしました。

しかし、近年、高齢者の増加に伴う要援護高齢者の増加、介護の重度化や長期化、家族介護力の低下等、介護に係る問題が複雑化・深刻化してきており、今後もその傾向がさらに強まると予想されます。

障がいや病気をもった高齢者が、介護等のサービスを受けるにあたって家族や介護者の都合だけを優先して、当事者の希望や意思が尊重されていない状況もみられます。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう平成12年（2000年）4月にスタートとした介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後ますます重要視される高齢者福祉を進めるためには、今まで以上に人権を尊重する施策を推進する必要があります。

【施 策】

- ◆ 高齢者一人ひとりができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリエーション活動等について支援します。

- ◆ 豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。
- ◆ 要援護高齢者とその介護者の負担を軽減するために「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ◆ 高齢者が安心して福祉サービスを受けられる支援体制の強化に努めます。
- ◆ 高齢者の福祉に関わる人たちへの人権教育に努めます。

5 生活環境の改善

【現状と課題】

高齢者が安心して行動し、社会参加できるまちづくりを推進するため、「長野県福祉のまちづくり条例」や「中野市障がい者計画」により公共施設等の改修を図り、やさしいまちづくり事業を計画的に推進してきました。しかし、高齢者が地域のなかで普通に社会生活を行うためには、まだまだ改善が必要です。

今後これらの視点に立って事業を進めていくことが求められており、だれでもが地域社会への参画がしやすいような環境整備する必要があります。

【施策】

- ◆ 高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。
- ◆ 交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。
- ◆ 高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザイン★³¹やバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。

★³¹ ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境、障がい、年齢、性別等、人が持つそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてするデザインのこと。

第4節 障がいのある人の人権

1 人権擁護の確立

【現状と課題】

本市では、平成26年（2014年）3月に「中野市障がい者計画」を策定し、障がいのある人に対する支援施策の推進を図っているところではありますが、地域社会には、まだまだ差別意識や偏見が根強く存在しています。

また、「意識調査」でも、「障がい者の人権問題について」の問いに対し、障がいのある人に対し結婚問題等に差別意識や偏見等があることがうかがえます。

このような差別意識や偏見をなくし、障がいのある人の人権が守られる社会を築くためには、住民への啓発活動により意識の向上を図るほか、施策の充実等により障がいのある人の地位の向上を図る必要があります。

Q 障がい者の人権問題について

（上段：平成27年 下段：平成17年）

項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
障がい者が利用しやすくなるように、公共施設は改造すべきだ	22.8%	43.8%	24.0%	4.7%	2.5%	2.2%
	28.2	41.3	21.8	3.4	2.4	2.9
障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、罰則を与えるべきだ	5.9	18.8	46.8	16.6	8.9	3.0
	11.7	17.5	45.7	12.4	9.5	3.2
障がい者と結婚するには、まだまだ様々な問題がある	28.7	49.8	14.9	3.2	0.5	3.0
	34.7	41.7	14.3	3.9	2.2	3.2
障がい者が暮らしやすい社会こそ健常者も暮らしやすい	36.9	32.2	21.8	4.0	3.2	2.0
	43.6	37.6	12.9	1.5	1.2	3.2
住居の近くに障がい者施設ができることには反対だ	1.2	2.2	22.5	24.5	47.3	2.2
	0.5	1.9	19.7	20.9	53.6	3.4

資料：人権に係る住民意識調査

【施策】

- ◆ 社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。

- ◆ 補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。
- ◆ 個人情報の保護に努めるとともに障がいのある人、一人ひとりに必要な情報提供に努めます。
- ◆ 障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。
- ◆ 国の年金制度を基本とする所得保障の充実に努めるとともに、各種手当てなどの充実に努め、経済的自立を支援します。

2 教育・啓発の推進

(1) 市民に対する教育・啓発

【現状と課題】

市民の多くは、障がいのある人に対し「気の毒」、「かわいそう」、「関わりたくない」といったイメージで捉える傾向にあり、自分の問題として捉えられていない状況が見られます。また、障がいのある人に、どのように接したらよいのか分からない人も見受けられます。

そこで、障がいのある人に対する理解や認識を深めると同時に、障がいのある人もない人も区別のない共生社会の実現に向け意識の醸成を図る必要があります。

【施策】

- ◆ 地域福祉ネットワークづくりを活発にし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護の思想の啓発に努めます。
- ◆ 障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。

(2) 学校等における人権教育

【現状と課題】

障がいのある人への正しい理解と偏見をなくすため、日ごろ、学校や保育所等での生活のなかでノーマライゼーションの啓発に努めています。

今後もさらに児童生徒等一人ひとりの人権感覚をみがき、あらゆる差別をなくす行動

力を身に付けた人間を育てる教育が必要です。

また、障がいのある児童生徒等に対する教育は、子どもの可能性を最大限伸ばし、社会的適応力や将来の自立心を養うため、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援をする必要があります。

【施 策】

- ◆ 学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。

- ◆ 社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。

3 社会参画の推進

【現状と課題】

「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」をめざし、「中野市障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念にそって、障がい者施策を進めてきたところです。

障がいのある人が地域社会と積極的にかかわりを持ち、地域に溶け込んで社会参加ができるようになるためには、公共施設のバリアフリー化をはじめ、福祉タクシーの充実、市内公共バスなどの改善により、障がいのある人の外出時の利便を図るとともに、社会活動が気軽にできるように、講座やイベント等のソフト面での施策の配慮、充実をする必要があります。

【施 策】

- ◆ 社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タクシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。

- ◆ 障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。

- ◆ 補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。

- ◆ 福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに、各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。

4 雇用・就労の促進

【現状と課題】

事業所等のなかには、車いすで移動できる構造になっていないため就労の機会が少なく、障がいのある人の就労環境が整っていない状況があります。

障がいのある人の安定した生活基盤を作り、その社会的自立を促進するためには、雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場を確保する必要があります。

【施 策】

- ◆ 職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。
- ◆ 障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励・援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。
- ◆ 一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。
- ◆ 障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。

5 健康福祉の増進

【現状と課題】

脳卒中をはじめ、生活習慣病や交通事故等の不慮の事故により障がいを負うケースが増えています。

障がいの重度化、障がいのある人の高齢化が進行するなか、障がいのある人それぞれの特性に応じた、きめの細かい対応が必要となっています。また、精神障がいをはじめとした医療の分野にかかわりの深い障がいのある人に対しては、保健、医療及び福祉の連携により、適切な対応を図る必要があります。

【施 策】

- ◆ 各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。
- ◆ 福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。

- ◆ 保健、医療、福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。

6 生活環境の改善

【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、本市では「やさしいまちづくり事業」による公共施設の改修や道路整備にあわせ、歩道の拡幅や盲人用誘導ブロックの敷設等を行ってきました。

しかし、障がいのある人が移動するうえで、必要な歩道空間の確保や安心して歩ける歩車道の整備が十分ではないのが現状です。

そのため、地域社会で障がいのある人が自立できる環境づくりに努め、すべての人たちが住みやすいまちとなるよう、生活環境を整備する必要があります。

【施策】

- ◆ 障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、関係機関に整備を促します。
- ◆ 身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。
- ◆ 障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、PRに努めます。
- ◆ 交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、福祉タクシーや重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。

第5節 子どもの人権

1 人権擁護の確立

【現状と課題】

私たちを取りまく環境は、政治や経済において将来への不安を感じる一方で、高度情報化、少子高齢化及び核家族化等の進行により社会環境もめまぐるしく変化しています。

このような状況のなかで、家庭や地域、友だちとのふれあいの機会が減少し、他人を「思いやる心」など人権感覚を育むための環境が減少しています。このことが、家庭や子どもを取り巻く環境にも大きく影響してきています。

次世代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであります。子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然のものとして取り扱われる傾向にありましたが、子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解することが重要です。

平成6年（1994年）4月に日本が批准した「児童（子ども）の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から、自分の意見を表明する権利を確保する「権利行使の主体」として位置づけられ、子どもの基本的人権の尊重が求められています。

このため一人の人間として、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会を作る必要があります。

【施 策】

- ◆ 児童（子ども）の権利条約の理念と精神を尊重し、子どもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。

- ◆ 子どもに関する人権問題については、子どもの立場で、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組に努めます。

- ◆ 子どもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成に努めます。

2 教育・啓発の推進

(1) 家庭

【現状と課題】

核家族化、少子化が進むなかで、子育てに不安をもつ親、また虐待や子育ての放棄など子育てに不安のある親が増えています。また、他人との交流の機会の少ない環境で育った子どもは、人とのかかわりから学ぶ思いやりや忍耐力、自分や他人を大切にするバランス感覚が育ちにくくなっています。さらに豊かな物質文明のなかで、ほしい物が簡単に手に入り、感謝する、我慢する、物を大切にするなどの心が育ちにくくなっています。

公園等屋外で、異なった年齢の子どもが集団で遊ぶことが少なくなり、家の中で一人で過ごすことが多く、人や自然等と関わる体験が少ないため、実体験で得る知恵がとぼしく、人の命や物の大切さが実感できにくくなっています。

加えて、価値観の多様化から、家庭や世代によって価値観が異なり、他人の子どもを叱るなどがしにくい地域社会になってきています。

子どもが心身ともに健やかに成長するために、子どもに対しどのように接し、どのような環境づくりが必要か問い直す必要があります。また、子どもに対する親の理想像を押し付けるのではなく、あくまでも一個人であることの認識に立ち、子どもとしての権利や自由を尊重し、一人ひとりの個性を伸ばし育てていく必要があります。

【施 策】

- ◆ 子ども相談室では、子どもに関する相談や子どもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、専用携帯電話「子ども電話相談 3191」を設置し、子どもに関するあらゆる緊急時や時間外等の相談に応じます。
- ◆ 「子育て支援講座」の開設や「家庭のしつけテキスト」など資料の活用を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。
- ◆ 子どもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには、家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、PTA、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。

(2) 学校等

【現状と課題】

児童・生徒は明るく健やかに育成される必要があります。学校等においては、人権教育を通じて仲間づくりの大切さや障がいのある人等への思いやりについて学習していますが、残念ながら、いじめなど学校生活上の問題が発生しています。

このため教職員は、児童生徒との信頼関係を築くとともに、地域社会と連携して、子どもの立場に立った学校運営や開かれた学校づくりに努め、児童生徒の教育を受ける権利を保障するための多様な方法を検討する必要があります。

また、学校等における子どもへの体罰は法的にも禁止され、重大な人権侵害であり、関係者に対し研修等を通じて十分周知するとともに、関係者の人権意識を高める必要があります。

【施 策】

- ◆ 人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童（子ども）の権利に関する条約」の趣旨・内容を教職員等に対し周知徹底し、その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。
- ◆ 様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、子どもが社会性を身に付け、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。
- ◆ カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の指導力を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。
- ◆ 「中間教室」や「心の教室」を設置し、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。
- ◆ 保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。
- ◆ 学校等の教職員における関係者に対し、子どもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。

(3) 地域

【現状と課題】

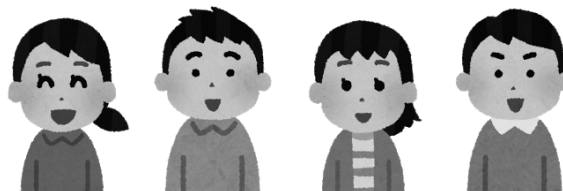
近年、共働き世帯の増加、核家族、家庭や地域の子育て機能の低下、子ども同士のふれあいの機会減少等、子どもが住む地域や環境が大きく変化してきています。

子どもは家のなかで過ごすことが多く、体を使って汗を流し遊ぶ姿や、異なった年齢の子ども同士が公園や野原で遊んでいる姿があまり見られなくなっています。また、地域の子どもは地域が育てるという意識が希薄になってきています。

このため、地域で暮らす私たち大人一人ひとりの問題として捉え、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考えていこうという機運を高めていく必要があります。

【施 策】

- ◆ 子どもが健やかに成長できる社会環境を作るために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。
- ◆ 子どもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、子どもの意見が反映できるように努めます。



第6節 外国人の人権

1 人権擁護の確立

【現状と課題】

本市においても近年、職場・学校等の場面で日常的に外国人と接する機会が多くなってきています。

日本人の多くは従来、外国人に接する機会が少なく、また、言語や生活習慣の違いから外国人に対する身構えや、よそ者意識等があり、外国人にとっては差別を受けやすい立場にあります。

住宅を借りたり購入しようとしても、外国人だという理由だけで敬遠されるなどの事態が起きており、外国人が社会的差別を受けている事実を認識する必要があります。外国人の権利を守り、安心して生活ができるよう、相談支援体制の整備を図る必要があります。

外国人の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

項目	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総数	595	620	651	663	695	678	643	611	585	602

(市民課 外国人登録より)

【施策】

- ◆ 外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。
- ◆ 外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。
- ◆ 人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。
- ◆ 関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。

2 教育・啓発の推進

【現状と課題】

日本の文化や言葉の違いから日常生活のうえで、戸惑いや不安を抱いている外国人も少なからず見受けられます。

日本における日常生活に関する制度や仕組みなどを、外国人に知らせる必要がありますが、言葉が理解できないことにより、市民とのトラブルが起きる可能性もあります。

また、「意識調査」でも、「外国人の人権問題について」の問いに対し、外国人が日本

の文化にとけこむべきだとの意見に肯定的な意見が多くあることがうかがえます。
このため、外国人との文化の違いや習慣を正しく理解し、人権意識を高めるため、啓発・
情報提供を計画的に推進する必要があります。

Q 外国人の人権問題について

(上段：平成27年 下段：平成17年)

項 目	そう思う	どちらか といえ ばそう 思う	どちら ともい えない	どちら かとい えな い	そう 思わ ない	不明
定住外国人は、もっと日本の文化にとけこむ努力をするべきだ	12.4%	31.4%	42.3%	5.9%	5.7%	2.3%
	17.5	28.4	37.7	5.3	5.8	5.3
外国人は、仕事をする上で、待遇が悪くても仕方がない	0.5	6.4	25.7	34.2	30.4	2.8
	1.9	6.1	28.6	29.5	28.6	5.3
外国人が日本で働くのは、日本人の職を奪うことになり賛成できない	1.2	9.2	31.9	26.0	29.0	2.7
	3.9	10.0	33.7	20.9	26.2	5.3
外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ	22.0	30.7	36.4	4.2	4.2	2.5
	26.5	27.2	33.4	4.6	3.4	4.9

資料：人権に係る住民意識調査

【施 策】

- ◆ 日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。
- ◆ 市民や市内就業者の海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。
- ◆ 日常生活を支援するため、日本語教室等の学習機会を充実します。
- ◆ 関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。
- ◆ 市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。
- ◆ 交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。
- ◆ 学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。

3 社会参画の推進

【現状と課題】

本市においては国際交流事業として、市内在住の外国人に市民祭の参加を呼びかけたり、国際交流のつどいを開催するなど、市民との相互理解を深めています。

しかし、外国人の行政における各種委員や、地域社会の役員等は、まだまだ少数です。

基本的人権が尊重され、地域において共に参画することによって外国人の意見が反映される社会の実現のため、社会参加の促進を図る必要があります。

【施策】

- ◆ 国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。
- ◆ 外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。
- ◆ 地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。

4 雇用・就労の促進

【現状と課題】

外国人の働く職場や職種は限られており、労働条件においても恵まれない状況にあります。

働く権利や職業選択の自由を保障するため、就労に関する的確な情報提供と相談活動を充実する必要があります。

【施策】

- ◆ 外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。
- ◆ 就職時の様々な障がいの解消に向けて職業安定所等と連携し、雇用促進に努めます。

5 健康福祉の増進

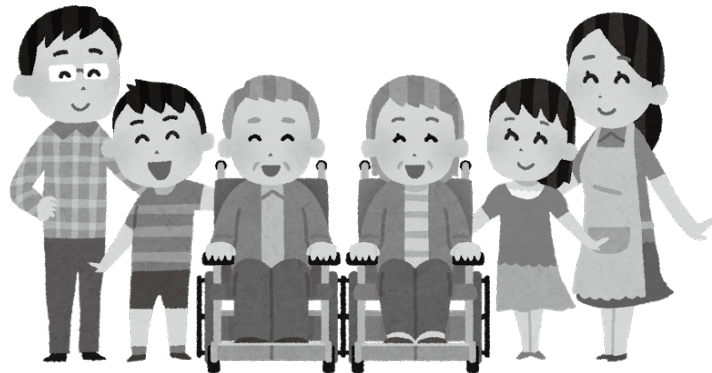
【現状と課題】

国民健康保険に加入する場合は、3ヶ月を超えて滞在する者を対象にしていますが、対象者のなかでも未加入者が多く、医療費の不払いなどのトラブルが起きています。また、国民年金は原則、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人が加入することになっていますが、年金受給のためには加入期間が長期になるため、大多数の人に理解が得られていないのが現状です。

生活安定のため、保険及び年金への加入促進を図る必要があります。

【施 策】

- ◆ 国民健康保険の加入促進及び国民年金の制度について周知徹底し受給権を確保するなど、生活実態を把握したうえでの的確な施策を推進します。



第7節 その他の人権

1 人権擁護の確立

【現状と課題】

身近な市民生活のなかにも、人権に関わる問題があります。地域社会には古くからの慣行や因習がありますが、そのなかには合理性や科学的根拠がなく、差別につながるものや差別的なものが見受けられます。また、他地域から転入した者に対して、よそ者扱いするなどの差別意識も見受けられます。このような地域社会における慣行や因習、あるいは考え方に対し、差別につながるようなものは見直ししていく必要があります。

また、「意識調査」でも、「H I V／エイズ、ハンセン病などの人権問題について」の問いに対し、ハンセン病やH I V感染者、刑期を終えて社会復帰した人に差別意識や偏見等がまだ根強く残っていることがうかがえます。

さらに、高度情報化社会の急速な進展に伴い、あらゆる分野で情報化が進み、個人の情報が本人の知らないうちに収集され利用されたり、インターネット上で個人のプライバシーが侵害されている状況が見られ、対応策を求める意識が高くなっています。今後は、このような状況を踏まえ、業界の自主規制による対策や私たち使う側の人権意識が大切となります。

Q H I V／エイズ、ハンセン病などの人権問題について

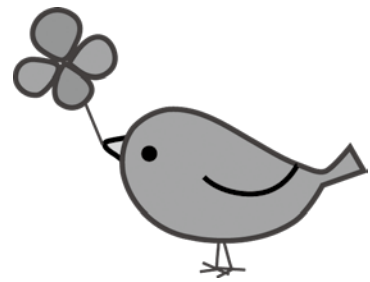
(上段：平成27年 下段：平成17年)

項 目	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	不明
友人がHIVに感染していることが分かって、今までどおり付き合える	22.3%	30.2%	35.4%	6.4%	3.2%	2.5%
	18.2	26.9	40.5	6.8	3.2	4.4
ハンセン病回復者が社会復帰できない現状がある	13.9	33.2	44.8	3.7	0.7	3.7
	23.3	29.4	36.0	1.9	2.4	7.0
求められれば、カルテの情報は患者本人に開示されるべきだ	39.9	30.2	23.3	2.0	0.7	3.9
	47.8	26.5	15.8	1.9	2.7	5.3
インターネットによる人権侵害は、対応策が必要である	56.7	25.5	11.9	1.2	1.2	3.5
	62.4	18.4	10.7	1.2	1.5	5.8
刑余者と、一緒に仕事をするには抵抗がある	8.4	25.5	40.3	13.1	9.2	3.5
	8.7	21.6	41.8	13.3	10.7	3.9

資料：人権に係る住民意識調査

【施 策】

- ◆ 地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては見直し、啓発に努めます。
- ◆ ハンセン病やH I V感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◆ 市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。



資料

1 中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例及び

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

(平成 17 年中野市条例第 35 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 4 条 市長は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

(実態調査の実施)

第 5 条 市長は、第 1 条の目的を達成するための施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(審議会の設置)

第 6 条 部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 各種団体の代表

(2) 識見を有する者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員委嘱者名簿

(任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

(敬称略)

役 職	氏 名	委嘱時の所属団体・職名
会長	佐 野 茂	前 人権擁護委員
	田 中 潔	市民生児童委員協議会副会長
	飛 岡 昇	市民生児童委員協議会理事
	小 林 喜世子	人権擁護委員 中野市人権問題対策委員
	宮 沢 和 三	人権擁護委員 中野市人権問題対策委員
	中 沢 洋 一	市企業人権教育推進協議会会長
	芝 内 七 郎	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会会長
	都 筑 京 子	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会会計
	滝 澤 君 雄	市区長会会長
	関 きよ子	ふるさと虹の会委員
	浦 野 紀 夫	市身体障がい者福祉協会会長
	滝 沢 忠	市老人クラブ連合会会長
	鎌 野 登美子	市校長会（豊井小学校校長）
	湯 本 誠一郎	中野市P T A連合会(平岡小学校PTA会長)
	佐 藤 幹 夫	市分館協議会副会長

2 中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程

(平成 17 年中野市訓令第 7 号)

(設置)

第 1 条 中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成17年中野市条例第35号。以下「条例」という。)第 2 条の規定により差別撤廃及び人権擁護に関する施策(以下「施策」という。)を積極的に推進するため、中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策推進の総合計画に関すること。
- (2) 条例第 4 条に規定する教育及び啓発活動に関すること。
- (3) 条例第 5 条に規定する実態調査に関すること。
- (4) その他施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、委員会及び幹事会をもって構成する。

- 2 委員会の委員は、別表第 1 の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事は、別表第 2 の職にある者をもって充てる。

(委員会)

第 4 条 委員会は、所掌事務に関する総合的に基本方針及び推進方策を協議する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第 5 条 幹事会は、所掌事務に関する調査、研究及び委員会の会務の執行に必要な事項を処理する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理する。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(事務局)

第6条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日訓令第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月5日訓令第10号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月2日訓令第3号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日訓令第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月29日訓令第5号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名	職名
総務部長	建設水道部長
健康福祉部長	消防部長
福祉事務所長	豊田支所長

子ども部長	会計管理者
くらしと文化部長	教育次長
経済部長	議会事務局長

別表第2（第3条関係）

職名	職名
庶務課長	豊田人権センター館長
危機管理課長	農政課長
政策情報課長	売れる農業推進室長
財政課長	営業推進課長
税務課長	道路河川課長
地域振興課長	新幹線対策室長
健康づくり課長	都市計画課長
福祉課長	上下水道課長
高齢者支援課長	消防課長
福祉事務所次長	会計課長
子育て課長	学校教育課長
子ども相談室長	生涯学習課長
保育課長	南部学校給食センター所長
環境課長	中央公民館長
文化スポーツ振興課長	図書館長
市民課長	議会事務局次長
市民協働推進室長	農業委員会事務局長
人権・男女共同参画課長	選挙管理委員会書記長
人権センター館長	監査委員事務局長

3 第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画策定に伴う経過

年 月 日	策 定 経 過
(平成 27 年) 8月 28 日から 9月 18 日まで	○「人権に係る住民意識調査」実施
10月 1 日から 11月 1 日まで	○「同和地区住民生活実態調査」実施
(平成 28 年) 7月 21 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
8月 18 日から 8月 31 日まで	○関係各課による総合計画案の見直し
11月 1 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会(第1回目)
11月 14 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会(第1回目)
12月 1 日から 1月 6 日まで	○パブリックコメント募集
(平成 29 年) 2月 24 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会(第2回目)
3月 15 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会(第2回目)
3月 16 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(諮問)
3月中旬	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(審査)
3月 23 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(答申)
	○第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の公表
	○概要版の全戸配布

4 中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の(諮問)及び(答申)書

28 第 6056 号
平成 29 年 3 月 16 日

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会 長 佐 野 茂 様

中野市長 池 田 茂

第 2 次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について（諮問）

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例第 6 条の規定に基づき、第 2 次中野市差別撤廃・人権擁護総合計画について貴審議会に意見を求めます。

平成 29 年 3 月 23 日

中野市長 池 田 茂 様

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会 長 佐 野 茂

第 2 次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について（答申）

平成 29 年 3 月 16 日付 28 第 6056 号により諮問された、第 2 次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

記

原案は適当である。

人権のまちづくりをめざして
第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画

平成 29 年 3 月発行

発 行 中野市
編 集 中野市くらしと文化部 人権・男女共同参画課
〒 383-8614 中野市三好町一丁目 3 番 19 号
TEL 0269-22-2111
FAX 0269-26-0349
表 紙 平成 28 年度人権に関するポスター募集入選作品
南宮中学校 中村 日香里さん
